

日行連発第1367号  
平成28年3月16日

各 単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第二業務部  
部長 高尾 明仁

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」への対応について

平成28年3月15日、国土交通省より「所有者所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」が下記のとおり発表されました。本ガイドラインでは所有者の所在調査のために資格者活用が推奨されており、窓口として行政書士会も紹介されております。(ガイドライン p133～第6章「所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について」参照。)

つきましては、当該内容についてご承知いただくとともに、各自治体から相談があった際にはご対応をお願いいたします。

なお、当該調査における、行政書士の更なる活用について、別途関係機関への働きかけを進めておりますことを申し添えます。

記

「国土交通省ホームページ」

○所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/shoyusha.guideline.html>

(参考)

報道発表

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23\\_hh\\_000061.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23_hh_000061.html)

最終とりまとめ

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/seisakutokatsu\\_iten\\_tk\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/seisakutokatsu_iten_tk_000002.html)

以上